

国民健康保険加入の手続きについて

- 加入の手続きは、社会保険等の資格喪失後14日以内にしてください。
- 手続きが遅れた場合は、保険料をさかのぼって（最高3年間）納めていただくことになったり、その間の医療費は全額自己負担になったりします。
- 加入の手続きに必要なもの
（持参していただくもの）
 - ・ 健康保険等資格喪失証明書（この用紙）
 - ・ 印かん
 - ・ 厚生年金又は共済年金の証書（受給してある方）
- 家族の方でも次のものをお持ちの時は、いっしょに持参してください。
 - ・ 国民健康保険証
 - ・ 退職被保険者証
 - ・ 乳幼児医療証
 - ・ 障害者医療証
 - ・ ひとり親家庭等医療証

粕屋町記入欄 平成 年 月 日

事業所記入欄

健康保険等資格喪失（否認）証明書

被保険者証（組合員証）

記号	番号
----	----

被保険者（組合員）

住所

氏名

「被保険者も資格喪失した場合被保険者の氏名も資格喪失欄に記入して下さい。」

資格喪失者	氏名	続柄	性別	生年月日	資格取得年月日	資格喪失の理由 (必ず記入して下さい)
					資格喪失年月日	
			男・女	明大昭平 明大昭平 明大昭平	・ ・ ・	1. 退職 (年 月 日退職)
			男・女	明大昭平 明大昭平 明大昭平	・ ・ ・	2. 被保険者死亡
			男・女	明大昭平 明大昭平 明大昭平	・ ・ ・	3. 扶養非該当 (理由)
			男・女	明大昭平 明大昭平 明大昭平	・ ・ ・	4. その他 (理由)

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

保険者 所在地

(又は事業所) 名称

電話

代表者

印

(注) 資格喪失年月日は退職した日の翌日となります。

(粕屋町国保)